

基本目標2 みんなで支え合う福祉の輪づくり

市民が考える課題等

地域懇談会より

地域特性

- ・地域の特性を理解していけばコミュニケーションを図ることができると思う。
- ・地域のニーズをよく把握しその具体策のPRをしてほしい。

地域交流拠点

- ・自治会公民館を活かして、高齢者の集う場所をつくる。自治会中心でサロンを運営する。
- ・高齢者も大切だが、子どもたちの遊び場など、子育てしやすい場所づくりが大事。
- ・放置空き家を再生し、交流の拠点としてはどうか。
- ・誰もが利用しやすいよう、公民館のトイレの改修（洋式化）が必要。

個人情報

- ・個人の生活や情報を守ることは大切なことではあるが、もう少し緩やかな解釈をすべきである。
- ・個人情報保護法の壁があり情報が流れにくい地域の中ではあるが、連携して支援が必要な人などの情報を把握することが必要。



基本方針 | あいさつがあふれるまちにしよう

現 状

○声かけ・あいさつ運動を通じ、身近な地域住民同士のつながりや心のふれあいを大切にすることが必要です。また、これにより支援が必要な人への見守りや子どもたちの安全を確保することが求められています。

施策と活動の方向性

① 声かけあいさつ運動の推進

行政の取組み

- 学校や関係機関・団体、市社会福祉協議会などと連携し、市域全体の「声かけあいさつ運動」を推進します。
- 「声かけあいさつ運動」を通じた、見守り・防犯活動の強化、地域コミュニケーションの向上を図ります。

主な具体的事業・取組み

- ◇声かけあいさつ運動の推進
- ◇見守り活動の促進
- ◇防犯活動の促進

市社会福祉協議会の活動

【声かけあいさつ運動の推進】

○市や関係機関・団体などと連携し、市域全体の「声かけ・あいさつ運動」を推進します。

重点事業・新規事業

(目的)家庭、地域であいさつを交わすことにより、顔と顔の見える地域をつくります。

□市や関係団体などと連携し、「声かけあいさつ運動」の推進【重点】

市民にお願いすること

○家庭内、地域など場所を問わず、声かけあいさつを積極的に行いましょう。

基本方針II 地域、関係団体、行政の輪をつくろう

現 状

- 核家族化の進行により、地域で孤立しがちな子育て世帯、高齢者世帯が増加する中、支援が必要な人の情報が把握しにくくなっています。
- 地域では多重生活課題を抱えている人や継続的な支援が必要な人が増加しているため、地域、関係機関と連携した支援体制の確立が急務となっています。また、これらの課題に対応するためには、高齢者、障がい者、児童などの各分野の横断的な支援を展開するとともに、専門機関や地域の各種相談員・見守り員などをつなぐコーディネート機能を強化する必要があります。

施策と活動の方向性

① 地域福祉ネットワークの強化

行政の取組み

【地域福祉総合推進体制 ※の構築】

- 制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、市社会福祉協議会や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

【コーディネート機能強化】

- 市社会福祉協議会、専門機関、民生委員・児童委員、各種相談員などと連携を強化し、地域において継続的な支援が必要な方を総合的に支援するためのコーディネート機能を強化します。

【地域関係者間の連携強化】

- 自治会、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、市社会福祉協議会など、身近な地域における活動者同士の連携を強化するため、地区社会福祉協議会活動のための支援を強化します。

主な具体的事業・取組み

- ◇地域福祉総合推進体制の構築
- ◇地区社会福祉協議会活動のための支援強化

※地域福祉総合推進体制：各地域の担い手の方をはじめ、市および市社会福祉協議会や各関係機関が連携を図り、地域の課題を探して解決していくシステム。

市社会福祉協議会の活動

【i 地域福祉総合推進体制の構築】

○制度の狭間や多重生活課題への早期発見・早期対応に向け、市や地域との連携により、既存の福祉制度では対応困難な課題解決に取り組む体制づくりを進めます。

【ii 地域福祉活動者や事業者との連携の強化】

○地域の実情に即したきめ細かな地域福祉活動が推進できるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどとの連携を強化します。

○ボランティアニーズの把握などを行うため、福祉サービス事業者との連携を強化します。

重点事業・新規事業

(目的)小地域との連携、課題解決のための体制づくり、市社会福祉協議会内組織体制の強化

- 市、関係団体などの情報交換会の開催【重点】
- 地域福祉総合推進体制の構築に向けた準備・検討【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備 (人材育成)	⇒	⇒	⇒	モデル事業 実施	⇒

市民にお願いすること

- 声かけあいさつ、配布物の手渡しなどを行い、身近な住民同士のつながりを深めましょう。
- 隣近所の自主的な見守り活動を、市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動を担う組織化した活動へつなげましょう。
- 関係機関・団体、市、市社会福祉協議会との連携を図りましょう。

② 地域における情報共有の促進

行政の取組み

【地域の自主性を尊重した情報共有体制の充実】

- 見守り活動や要支援者への支援など地域福祉活動に必要な情報を、個人情報に関する法制度に基づきながら、自治会、民生委員・児童委員など関係者へ提供します。
- 地域福祉活動を円滑に進めるため、個人情報の取扱いに関する相談体制を充実します。
- 自治会、民生委員・児童委員、高齢者ふれあい相談員、市社会福祉協議会など、身近な地域における活動者同士の情報共有を進めるため、地区社会福祉協議会活動を支援するとともに、市や関係機関との意見交換会を開催します。

主な具体的事業・取組み

- ◇地区社会福祉協議会活動のための支援強化(再掲)
- ◇地区社会福祉協議会との意見交換会の開催

市社会福祉協議会の活動

【i 地区懇談会の開催】

- 地域におけるニーズの把握、生活福祉課題の明確化を進めるとともに、地域住民同士の情報共有を促進するため、地区懇談会を開催します。
- 地区社会福祉協議会を強化し、各地域の実情に応じたニーズを把握・共有するとともに、小地域での福祉活動の活性化を促します。

【ii 地区社会福祉協議会の活動基盤の整備】

- 地区社会福祉協議会の活動基盤の整備を推進します。
- 地区社会福祉協議会活動計画の策定を支援します。

具体的事業

- 地区社会福祉協議会会長会議の開催
- 地区社会福祉協議会役員研修会の開催

重点事業・新規事業

(目的)各地域の情報や地域課題を明確にし共有することで、市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会との連携の強化を図ります。

- 地区社会福祉協議会の連携強化、支援【重点】
- 地区懇談会の開催【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	実施	⇒	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 地域における個人情報の取扱いについて、正しい知識を身に付けましょう。
- 自治会や地区社会福祉協議会単位で、市や市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域の生活課題に対する解決方法等を話し合しましょう。



基本方針Ⅲ わかりやすい情報発信と一人ひとりに寄り添う相談体制を充実しよう

現 状

- 地域の潜在化したニーズや生活課題を発見するためには、民生委員・児童委員などの従来からの調査に加え、自治会など身近な地域における支援が必要な人の把握及び関係者間の情報共有が必要です。また、地域で発見された生活課題を解決につなげていくためには、その情報共有をもとにきれ目のない支援を展開することが必要です。
- 地域で支援を必要としている人を早期に発見し、適切な支援に結び付けることができるよう、多様な人材を活用した身近な地域における相談・連絡体制の確立が必要です。
- 困ったときに適切に相談できるよう、各種相談窓口の周知を強化する必要があります。また、多様な生活課題への相談に対応できるよう、柔軟な相談窓口の充実を図るとともに、相談員の資質向上が必要です。

施策と活動の方向性

① 情報提供の充実

行政の取組み

- 福祉サービスを必要としている人が、必要なサービス内容やサービス提供事業者などの情報が得られるよう、広報紙やパンフレット、ホームページなどの情報媒体を活用し、利用する側に立った効果的な情報を発信・公開します。
- 地域福祉活動者が市の社会資源を有効活用できるよう、関係機関・団体、サービス提供事業者などと連携した情報提供を充実します。
- 地域福祉活動の状況やボランティアニーズの発信など、市社会福祉協議会と連携した情報提供を強化します。

主な具体的事業・取組み

- ◇福祉サービスの内容、利用方法などに関する情報の提供
- ◇福祉サービス提供事業者に関する情報の提供
- ◇地域福祉活動に活用できる社会資源情報の提供
- ◇市民活動推進センターくらとボランティアセンターが連携した情報提供の充実
- ◇地域福祉活動に必要な情報のニーズの把握

市社会福祉協議会の活動

【情報提供の充実】

- 市社会福祉協議会が実施する事業の周知や各種福祉情報の認知度を向上させるため、「社協だより」を充実します。また、市民に親しみやすい紙面づくりに努めます。
- 自治会などを通じ、市社会福祉協議会の事業内容を説明するなど、身近な地域での情報提供を充実します。

具体的事業

□広報の有効活用(社協だより、ホームページ、フェイスブック、マスコットキャラクター)(再掲)

重点事業・新規事業

(目的)積極的な情報の提供を行うことで、住民の福祉活動の意識向上や市社会福祉協議会への理解を深めます。

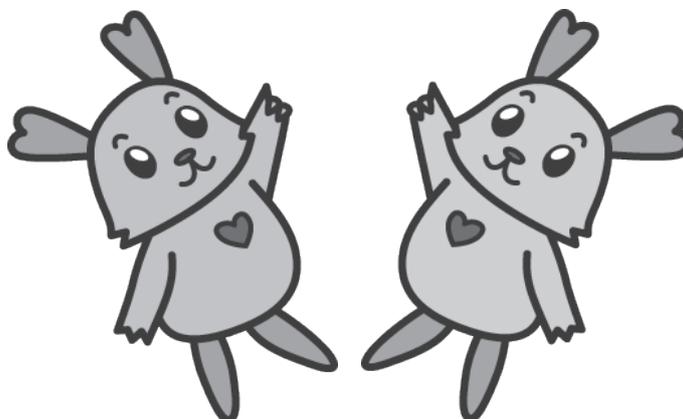
- 情報発信の強化【重点】
- 社協福祉サービスガイドブックの発行【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	発行	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 市や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- 地元で実施する地域活動などの情報を広く周知しましょう。



② 相談体制の充実

行政の取組み

【相談体制の周知強化】

○民生委員・児童委員など地域における身近な相談員から専門的な相談窓口までの周知を強化し、早期に適切に相談できる体制づくりを進めます。

【身近な相談体制の充実】

○民生委員・児童委員などの地域の相談員と連携し、身近な相談体制を強化します。

【相談機関の連携機能強化】

○複雑多様化した生活課題に対応するため、コミュニティソーシャルワーカー※の設置に向け検討を行うなど、児童、高齢者、障がい者等の保健・福祉相談機能の横断的な充実を図ります。

【相談員の専門性の向上】

○相談員の資質の向上を図るため、各種研修やケース会議を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇相談体制・相談員の周知
- ◇家庭児童相談室、地域子育て支援センター、こどもサポートセンター、地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターの機能と連携の強化

市社会福祉協議会の活動

【相談事業の充実】

○多様化している相談に対応できるように、相談員や日常生活自立支援事業の専門員及び生活支援員などの資質の向上を図り、相談対応を充実します。

○民生委員・児童委員などと連携し、地域の新たな人材を活用した身近な相談員の育成に努めます。

○コミュニティソーシャルワーカーの設置や、地域単位での相談体制の構築を検討します。

○ボランティアコーディネーター※の資質向上を図り、ボランティアセンターの機能を強化します。

具体的事業

- 日常生活自立支援事業(あすてらすとちぎ)
- ボランティアセンターの運営(ボランティア相談・調整)
- 心配ごと相談
- 法律相談
- こども発達相談
- 生活困窮者自立促進支援事業

重点事業・新規事業

(目的)さまざまな福祉課題に対する体制をつくり課題解決に努めます。

- 身近な地域で相談できる体制整備【重点】
- ボランティアセンターの強化【重点】

市民にお願いすること

- ひとりで悩まず、早期に相談しましょう。
- 困っている人を見かけたら相談にのり、関係機関につなげましょう。
- 相談窓口や民生委員・児童委員などの相談員の情報を把握し、地域に広めましょう。



※コミュニティソーシャルワーカー：支援を必要とする高齢者、障がい者、子育て中の保護者などに対し相談援助活動を行い、必要に応じてサービスや専門機関へのつなぎをする役割を担う人材のこと。

※ボランティアコーディネーター：ボランティア活動をしたい人とボランティアを求めている人を結びつけたり、ボランティア活動者の相談に応じたりする役割を担う人材のこと。

基本方針Ⅳ 地域に必要な基盤と福祉活動を充実しよう

現 状

- 地域住民が互いに助け合い、支え合える関係を築くためには、子どもから高齢者まで多様な世代が気軽に集える機会やふれあいながら活動できる場づくりが必要です。また、社会的に孤立している高齢者や子育て家庭などの不安解消を図るため、身近な相談や情報交換ができる交流の場が必要です。
- 地域住民の発想のもと多様な地域福祉活動が展開しやすいよう、活動に必要な環境・基盤を整備することが求められています。
- 地域のきめ細かなニーズに対応する市社会福祉協議会の認知度を高める必要があります。

施策と活動の方向性

① 地域福祉活動拠点や市民同士の交流拠点の充実

行政の取組み

【地域福祉活動拠点の整備】

- 地域福祉活動の拠点としての役割を果たす公民館等の機能について検討し、活動の場としての環境整備を推進します。

【交流拠点の充実】

- 子育て家庭や高齢者など、誰もが身近な地域で気軽に交流活動ができるよう、既存施設等の有効利用を検討し、拠点づくりの充実に努めます。

主な具体的事業・取組み

- ◇地域福祉活動拠点の検討と整備推進
- ◇空き家・空き店舗などの有効活用の検討
- ◇はつらつセンター事業の充実(再掲)
- ◇公民館、老人福祉センター、地域子育て支援センター、児童館の機能の充実



市社会福祉協議会の活動

【i サロン事業の実施】

○住民同士の自由な発想のもと気軽に集える地域の交流の場であるサロン活動への支援を充実します。

具体的事業

- いきがいサロンへの支援・充実
- 子育てサロンへの支援・充実
- 障がい子育てサロン

【ii ボランティア活動支援の充実】

○ボランティア団体を支援します。

○ボランティア活動の普及推進を図るために、ボランティア活動を行なおうとする個人及び団体の登録を促進します。

○ボランティア活動保険制度を周知し、安心してボランティア活動を行えるよう支援します。

○幅広い分野で行われているボランティア活動を普及、活性化するために、ボランティアセンターの認知度を高めるとともに機能を強化します。

具体的事業

- ボランティア相談登録調整等
- ボランティア保険への加入促進
- 災害ボランティア活動者へのボランティア活動保険料助成

【iii 世代間交流事業】

○世代を超えた地域の交流活動への支援を充実します。

具体的事業

- 世代間交流事業(再掲)

【iv ボランティア活動の推進】

○市民のニーズに合ったボランティア活動を推進します。

具体的事業

- 収集ボランティア回収運動
- 各種ボランティア養成講座(再掲)

【v 指定管理施設の運営】

○指定管理施設の適切な運営、サービス水準の確保に努め地域福祉活動の拠点づくりに努めます。

具体的事業

- 老人福祉センターの指定管理・運営
- 児童館の指定管理・運営
- 大平地域福祉センターの指定管理・運営
- 大平高齢者デイサービスセンターまゆみの指定管理・運営
- 西方ふれあいプラザの指定管理・運営
- 地域活動支援センターの指定管理・運営

重点事業・新規事業

(目的)身近で参加できる事業の支援を行い、家庭内孤立を防止し、地域の仲間づくりや生きがいづくりを促進します。

- 身近でできるサロン事業への体制づくり、支援【重点】
- 地域福祉活動基盤の整備【重点】

市民にお願いすること

○活動・交流しやすい拠点づくりについて、身近な地域で話し合い、市や市社会福祉協議会に提案しましょう。



② 市社会福祉協議会の基盤強化

行政の取組み

- 生活課題解決のためのきめ細かな福祉活動を展開するために、市社会福祉協議会への支援を強化します。
- 地域包括支援センター、障がい児者相談支援センターなどの行政の専門機関と市社会福祉協議会との連携を強化し、市社会福祉協議会における相談支援機能の強化を図ります。
- 市社会福祉協議会の活動に必要な社会資源等の有効活用に関する情報提供を強化します。
- 市社会福祉協議会職員の資質の向上のための支援を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇各種福祉サービスの運営委託
- ◇社会資源に関する情報提供の強化
- ◇人材育成の支援強化

市社会福祉協議会の活動

【市社会福祉協議会の基盤強化】

- 市社会福祉協議会の組織・人材・事業を充実し、運営基盤を強化します。
- 地域における民間地域福祉活動やボランティア活動の振興のための安定的な財源を確保するために自主財源の確保に努めます。
- 民間の地域福祉活動の主要な財源を確保するため、各種募金活動への理解と協力が得られるよう啓発活動を強化します。

具体的事業

- 役職員研修の開催
- 会員募集の推進
- 共同募金活動の推進

重点事業・新規事業

(目的)地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う市社会福祉協議会の基盤を整備・強化し、活動を活発化します。

- 職員の専門性を高めるための職員研修【重点】
- 自主財源の確保【重点】
- 社協発展強化計画の策定【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	策定	⇒	実施	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 市社会福祉協議会活動への理解を深めましょう。